

令和6年5月16日提出

令和6年度諫早市生活安全協会連合会理事会・総会

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和6年5月22日(水) 10時00分～11時00分
場所	諫早市役所本館8階 8-1会議室
内容	<p>令和6年度諫早市生活安全協会連合会理事会・総会を開催します。</p> <p>◆内容:諫早市生活安全協会連合会の理事会・総会</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 出席者紹介</p> <p>(3) 会長(市長)挨拶</p> <p>(4) 顧問(諫早警察署長)挨拶</p> <p>(5) 議事 第1号議案 令和5年度事業報告 第2号議案 令和5年度収支決算報告 会計監査報告 第3号議案 令和6年度事業計画(案) 第4号議案 令和6年度収支予算(案)</p> <p>(6) 閉会</p> <p>・取材の際は、「(1) 開会～(4) 諫早警察署長挨拶」までをお願いします。</p>
問い合わせ先	諫早市 地域政策部 安全安心相談室 担当:住田 電話番号:0957-22-3113 E-mail:sodan@city.isahaya.nagasaki.jp
備考 (記事解禁日等)	

<詳細資料>

諫早市生活安全協会連合会規約（一部抜粋）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、諫早市生活安全協会連合会という。

（目的）

第2条 本会は、市内の生活安全団体相互間の緊密な連携を保ち、総合的な安全対策を研究、検討して、住民に安全思想の普及高揚を図り、犯罪や事故、災害等のない明るく安全な社会を建設することを目的とする。

第2章 構成及び事業

（構成）

第3条 本会は、諫早市並びに諫早警察署管内の地域生活安全協会及び職域生活安全協会で構成する。

2 地域生活安全協会は、諫早警察署管内の各生活安全団体をもって構成する。

3 職域生活安全協会は、諫早警察署管内の各職域生活安全団体をもって構成する。

（事業）

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活安全協会相互間の連絡調整・研究
- (2) 地域内の安全対策の総合的企画・調査・研究
- (3) 地域安全施設の整備充実
- (4) 地域安全広報と事業の指導
- (5) 防犯連絡所長の育成及び活動の助成
- (6) 青少年非行防止及び育成指導並びに環境浄化活動
- (7) 交通の安全及び交通事故防止活動
- (8) 暴力追放運動活動
- (9) 災害防止活動
- (10) 高齢者保護活動
- (11) 各種犯罪及び事故の防止活動
- (12) 生活安全団体及び生活安全功労者の表彰
- (13) 関係機関団体との連絡協調
- (14) その他、協会の目的達成に必要な事業